

法人税率引下げ（国税）の財源措置の例

計数は精査中

※「雇用の確保」「企業の立地環境の改善」のために法人税率を5%引き下げの場合、減収見込額は1.4兆円～2.1兆円。

項目	見直しの視点	増収見込額についての粗々の試算
<租税特別措置（法人関係）>		
1. 特別償却・割増償却（20措置）の廃止・縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税繰延措置であり、低金利下では効果は限定的。 ○ 税制を複雑化し、適用が特定の業種・企業に偏っている。 △ 条件不利地域を対象とするものなど社会政策目的のものもある。 	※ 全廃の場合、1,200～1,400億円
2. 準備金（13措置）の廃止・縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税繰延措置であり、低金利下では効果は限定的。 ○ 税制を複雑化し、適用が特定の業種・企業に偏っている。 △ 法律上積立てが義務付けられているものもある。 	※ 全廃し4年で取り崩す場合、 3,300億円
3. 研究開発税制の大幅縮減（重点化）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に、法人税率引下げを見送る一方、政策税制措置の集中・重点化として大幅拡充（総額型の導入）。 ○ 適用が特定の業種・企業に偏っており、税額控除のため課税ベースを大きく侵食。 △ 我が国産業・企業の成長の源泉を支援するものとして維持・拡充の要望が強い。 	※ 総額型の全廃の場合、 2,700～5,100億円
4. 特定事業用資産の買換え特例の廃止・縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10年超保有土地等からの買換え特例を中心に、土地を大規模保有する特定業種に適用が偏っている。 △ 土地の流動化を促進するものとして維持の要望が強い。 	※ 全廃の場合、700～900億円
<法人税法上の措置>		
1. 減価償却制度の抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税繰延措置であり、低金利下では効果は限定的。 ○ 企業利益の確保のため償却限度額を使い切れない例も多い。 ○ 雇用確保につながる労働集約型産業にはメリットが少ない。 △ 平成19年改正により、設備投資促進策として、大幅に加速度化（世界最速の250%定率法の導入）。 	※ 定額法のみとする場合、 6,000～8,000億円
2. 貸倒引当金・返品調整引当金の廃止・縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課税繰延措置であり、低金利下では効果は限定的。 ○ 税制を複雑化し、適用が特定の業種・企業に偏っている。 △ 企業会計上は計上が認められている。 	※ 全廃し4年で繰戻す場合、 2,000～2,500億円
3. 欠損金の繰越控除の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の大幅な景気変動により課税ベースを大きく侵食。 ○ 適用が特定の業種・企業に偏っている（利益が出ているのに数年にわたり納税がない場合も）。 △ 法人税負担を平準化し、赤字から黒字へと業績が回復してきた企業を支援する効果。 	※ 控除前所得の50%に制限する場合、 4,000～5,000億円
4. 受取配当の益金不算入制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金運用手段として株式を保有する場合（保有割合25%以下の株式保有の場合）、受取配当額の50%のみが益金算入となり、預金や債券等による資産運用との課税の中立性が損なわれている。 △ 法人税課税後の利益から行われる配当への法人税負担の調整のための措置とされている。 	※ 保有割合25%以下の株式の配当を全額益金算入とする場合、 1,500～1,700億円
5. 一般寄附金の損金不算入制度の廃止・縮減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 売上との関連が薄い支出であり、現行でも損金算入に制限がある。 ○ 主要国でも公益目的の寄附金に関する損金算入制度はあるが、その他一般の寄附金に対する損金算入制度は存在しない。 	※ 全額損金不算入とする場合、 200～300億円
<その他>		
1. 揮発油税・石油石炭税のナフサ免税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の観点から、①「地球温暖化対策のための税」として上乗せする部分の課税や、②ナフサから精製されるもののうち燃料として燃える部分の課税が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 左記①の場合、16,800～17,200+α億円 ※ 左記②の場合、4,300～4,400+β億円
2. その他		

（注1）中小企業関係租税特別措置については、中小企業者に対する軽減税率との関係で別途検討が必要。

（注2）増減収の見込額については、原則として、平年度（改正後の制度が全対象者に1年を通じて適用された場合）の増減収見込額を、経済低調時（20年度と21年度の平均）と経済好調時（18年度と20年度の平均）について、現行税率の下で試算したもの。また、繰越欠損金については、控除制限による増収額が平準化した時点での増収見込額を記している。なお、課税繰延措置については、除却等される事業年度までの期間全体を通じた増減収額はゼロとなる。